

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 5 年度 第 2 回 滋賀県窯業・土石製品製造業専門部会 議事要旨

開催日時	令和 5 年 10 月 17 日 (火) 9 時 30 分 ~ 11 時 54 分
開催場所	大津労働基準監督署 会議室
出席状況	公益代表委員 (定数 3 人) 石井利江子 木下康代 佐野洋史 労働者代表委員 (定数 3 人) 相澤三千代 濱崎 浩 使用者代表委員 (定数 3 人) 枝國聡司 中村 淳 西田保夫 事務局 4 人 中井労働基準部長、口賃金室長、 辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官
主要議題	滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事要旨	<p>・ 労使各側委員の主張概要</p> <p>< 労働者側代表の主張 ></p> <p>当該産業は多くの産業と関わりがあり、優秀な人材確保のためにも賃上げが必要である。</p> <p>申出を行った 7 社の高卒新採の採用状況は、2 社が 5 名以下で、1 社は応募しても人が来ない状況で、人手不足が深刻な状況にある。人材不足解消のためにも賃上げが必要。</p> <p>賃上げが働く意欲を向上させ、生産性が上がり産業が発展する。こういった好循環を続ける必要がある。</p> <p>日本経済新聞の記事にも最低賃金の 1 円の重みについての掲載がある。賃金が高いところに人材が流れている。</p> <p>人材確保のためにも、他産業との差を埋めていきたい。</p> <p>現段階で地賃と同額のため地賃の引上げ率及び今春闘の連合の短時間労働者の引上げ額を参考に引き上げ額を提示した。</p> <p>< 使用者側代表の主張 ></p> <p>地賃と特賃の位置づけは異なり、地賃は政策的に引き上げられており、特賃は労使のイニシアティブによって決めるべきものである。</p> <p>高卒の新採が集まらないのは、当該産業に限らず、全産業に共通の問題である。高校生は、最賃額をみて応募はしていない。</p> <p>申出 7 社の高卒初任給の単純平均額と比較して、4 社が平均額以下であり、労側が提示する引き上げ額の根拠は見当たらない。</p> <p>申出の業態を比率でみると、ガラス関連産業が 82% であり、大半を占めるガラス関連産業の業況が悪い。昨年と比較してもマイナスの状況にある。</p>

県内関連企業の決算状況は、業態により差があり、企業間のばらつきが大きい。

「賃金改定状況調査第4表」のBランクの製造業や経団連集計の中小企業の妥結結果の「窯業」を根拠に金額提示し、その後の協議において、昨年度を上回る状況が見られないものの、労働側に歩み寄った金額を提示した。

- ・ 本日は労使の意見の隔たりがうまらず、この日の審議は終了した。
- ・ 次回は、専門部会（第3回） 令和5年10月30日(月) 9:30～